

# 記入例

令和〇〇年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書

変更後を記入(変更がない部分も記入してください)

第五十五号の六様式(附則第二条の四関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 倉敷市長殿		整理番号	
住所	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	フリガナ	クラシキ モモタロウ
電話番号	086-522-8111	氏名	倉敷 桃太郎
		生年月日	明・大 暗・平 33・4・1

変更前を記入

申告特例申請書に記載した内容(全て記載)

住所		フリガナ	クラシキ モモタロウ
岡山県倉敷市西中新田640		氏名	倉敷 桃太郎
電話番号	086-426-3175	生年月日	明・大 暗・平 33・4・1

(注) これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容(電話番号を除く。)に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。

## 【留意事項】

- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる特例的な仕組みです。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税から還付は発生せず、市町村民税・道府県民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税翌年の6月以降に支払う市町村民税・道府県民税が軽減されます。)
- 転居による住所や電話番号などの変更により、申告特例申請書の内容に変更があった場合は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、本届出書の網掛部分に必要な事項を記入の上、倉敷市に提出することが必要です。後日、倉敷市より受付書を郵送いたします。
- 本届出書の記載事項(網掛部分)内で、寄附申込書等の内容は事前に記載しています。
- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書を倉敷市に提出された場合であっても、確定申告又は住民税申告をされた場合には、ふるさと納税ワンストップ特例を受けることはできません。

### 【お問い合わせ先】

- ◎ふるさと納税全般について 税務部税制課 TEL 086-426-3175
- ◎税金、税控除制度について 税務部市民税課 TEL 086-426-3181
- ◎税控除額の詳細につきましては、お住まいの市区町村の個人住民税担当課